

苦情処理措置・紛争解決措置について

苦情処理措置・紛争解決措置

苦情処理措置

苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務人事部（9時～17時、電話 0126-24-5645）にお申し出ください。

紛争解決措置

札幌弁護士会（電話 011-251-7730）、東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務人事部、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話 011-221-3273）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫総務人事部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

預・融 共通